

損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請
(消費者契約法第12条の4第1項に基づく要請)

令和7年9月10日

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町23番17号

シティーコート桜丘408

ecxia株式会社

代表取締役 宮本 聖菜 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

Mail:

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:<http://www.e-hocnet.info/>]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を

提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下「特例法」といいます。）に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

第2 損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請

当法人は、貴社に対して、消費者契約法第12条の4第1項に基づき損害賠償の額を予定する条項等に関する説明を要請いたします。

1 要請の理由

(1) 貴社は、貴社が使用されています利用規約（以下「本件規約」といいます。）

第6条第5項本文において、消費者が貴社との契約を解約するのに伴い、消費者が月額利用料の全部又は一部の支払回数が6回以下だった場合、消費者に対して違約金として2万円の支払義務を定めています。

(2) 貴社によれば、上記条項は、消費者が6か月以内に解約すると違約金として2万円の支払義務を定めたものであり、消費者が契約成立日から解約日まで、入会金、月会費に加えて違約金2万円が生じるとしています。

しかし、本件規約第2条第2項及び第3項によれば、本サービスは貴社がスケジュールを指定するとするものの、消費者は契約期間中、入会金及び月会費1万1000円を支払うことにより、予約状況による支障を除いて回数の制限なく貴社の本サービスを受けることができます。また、予約した本サービス開始時刻の24時間前のキャンセルは貴社としても無料とされており、24時間前以降のキャンセルでもキャンセル料2200円を徴収されています。そうすると、6か月以内の解約であっても、薬剤費等の経費は入会金及び月会費でまかなわれており、解約された消費者の予約日は2万人おられる

という多数の会員へのサービスで代替されると思われます。6か月以内の解約に伴う違約金2万円は、消費者契約法第9条第1項第1号に定める平均的損害の額を超えています。したがって、6か月以内の解約に伴う違約金2万円は、消費者契約法第9条第1項第1号に該当して無効であると考えます。

- (3) そこで、貴社におかれましては、貴社が使用されている、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項が消費者契約法第9条第1項第1号に規定する平均的な損害の額を超えると疑うに足りる相当な理由がありますので、算定根拠を説明してください。

2 希望する説明の実施の方法

説明の実施の方法として、算定根拠及びその根拠資料を書面にて、当法人事務所の住所宛てに郵送でお送りください。

第3 回答の期限など

以上の要請につきまして、令和7年10月6日までに、ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。なお、貴社からのご説明の有無及びその内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきます。ただし、消費者契約法第12条の4第2項に定められています、営業秘密が含まれる場合その他の正当な理由がある場合には、公表を控えることも検討いたします。その場合には当法人にご連絡ください。

謹白